

# 善通寺市耐震改修促進計画

令和8年4月改正  
善通寺市

## はじめに

「阪神・淡路大震災」（平成7年1月17日発生）では、約6,400人に及ぶ尊い人命が失われ、その死者の約8割が、耐震性の低い建築物の倒壊によるものでした。また、その後に発生した東日本大震災、熊本地震等の巨大地震においても、建築物の倒壊等は、人的被害を引き起こすばかりではなく、火災の発生、多数の避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきや廃材などの大量発生など、被害拡大及び事後対策の増大の要因となっています。

わが国は世界でも有数の地震国であり、世界の地震の約2割が日本周辺で発生しています。今後、南海トラフを震源域とする大規模な地震や首都圏直下地震がいつ発生してもおかしくない状況と言われており、平成25年3月から平成26年2月にかけて公表された「香川県地震・津波被害想定」では、従来の予測を大幅に上回る被害も想定され、被害を最小限度に抑えるため、建築物の耐震化は一層重要なものとなっています。

「阪神・淡路大震災」での建築物被害の傾向として、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）（以下、「新耐震基準」という。）前に建築された建築物に対し、新耐震基準で建築された建築物の被害の程度が小さかったことが報告されています\*1。建築物のこうした状況を踏まえ、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」又は「法」という。）が施行されました。

法施行後においても、耐震診断及び耐震改修が促進されておらず、一方大地震の発生が危惧されており、これまでも増して早急な建築物の耐震化が必要とされています。そうした中、平成18年1月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、この改正によって特定建築物規模の変更や、緊急輸送道路を閉塞させる建築物が指導等の対象に追加されました。さらに、平成25年5月には再度法が改正され、不特定多数の人が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化や耐震診断結果の公表、耐震性が確保されている建築物についての表示、及び区分所有建築物の耐震改修についての議決要件の緩和に係る認定制度などの措置が講じられました。

善通寺市（以下、「本市」という。）においても、耐震改修促進法に基づき、「善通寺市耐震改修促進計画」（以下「計画」という。）を策定し、地震災害に対する建築物の防災対策を推進するため、建築基準法改正前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促すことによって、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する施策に取り組んできました。

こうした中、国の基本方針の改正内容を踏まえ、県においては令和8年4月に「香川県耐震改修促進計画（第四次計画）」（以下「第四次県計画」という。）が策定されました。

このことから本市においても、国の方針を踏まえ、建築物の耐震化の促進を継続す

るため、第四次県計画との整合を図りつつ、計画の改正を行うものです。

\* 1. 建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成7年7月28日）による。

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 計画の概要                               | 1  |
| 1-1. 計画の目的                              | 1  |
| 1-2. 建築物耐震化の必要性                         | 1  |
| 1-3. 計画の位置付け                            | 2  |
| 1-4. 計画期間                               | 2  |
| 1-5. 用語の定義                              | 3  |
| 第2章 想定する地震と被害状況                         | 5  |
| 2-1. 地震のメカニズム                           | 5  |
| 2-2. 県が想定する地震                           | 6  |
| 2-3. 市が想定する地震と被害                        | 6  |
| 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標             | 9  |
| 3-1. 耐震化の現状                             | 9  |
| 3-2. 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標            | 11 |
| 3-3. 市有施設の耐震化の目標                        | 11 |
| 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策           | 12 |
| 4-1. 耐震診断及び耐震改修を促進するための基本的な取組み方針        | 12 |
| 4-2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策             | 14 |
| 4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備      | 14 |
| 4-4. 地震時の建築物等の総合的な安全対策                  | 15 |
| 4-5. 地震発生時に通行を確保すべき道路                   | 16 |
| 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 | 18 |
| 5-1. 相談体制の整備及び情報提供の充実                   | 18 |
| 5-2. 本計画の公表                             | 18 |
| 5-3. 自主防災組織等との連携                        | 18 |
| 5-4. 直接的な働きかけによる耐震化の啓発                  | 18 |
| 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項        | 19 |
| 6-1. 県、各市町及び関係団体との連携                    | 19 |
| 6-2. その他                                | 19 |

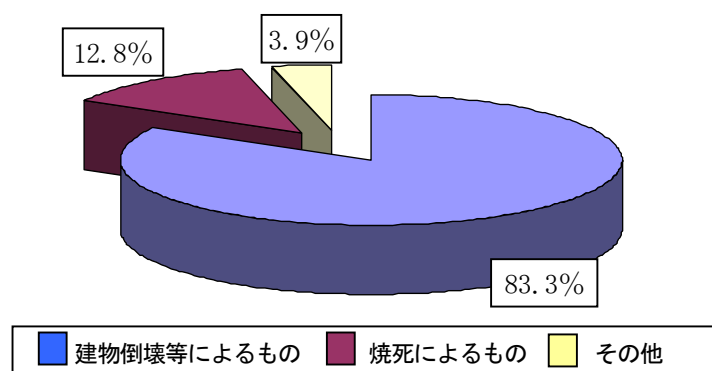
## 第1章 計画の概要

### 1-1. 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき、大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震化の目標を設定し、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための基本的な枠組みとなる本計画を策定することにより、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとします。

### 1-2. 建築物耐震化の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが木造住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建築物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています（図1-1参照）。



出典：内閣府「平成18年版防災白書」

図1-1 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因

以上より、建築物の耐震化は非常に重要であり、その必要性を以下にまとめます。

#### ① 震災害時に自身の安全を守る

建築物の耐震改修の必要性として、「地震災害時に自身の安全を守る」ことがあげられます。特に公共性の高い建築物の場合には、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では一定の規模要件を満たす建築物を「特定既存耐震不適格建築物」（表1-1参照）とし、その所有者に対して耐震改修の指導や指示ができるようになっています。

#### ② 2次災害の発生を防ぐ

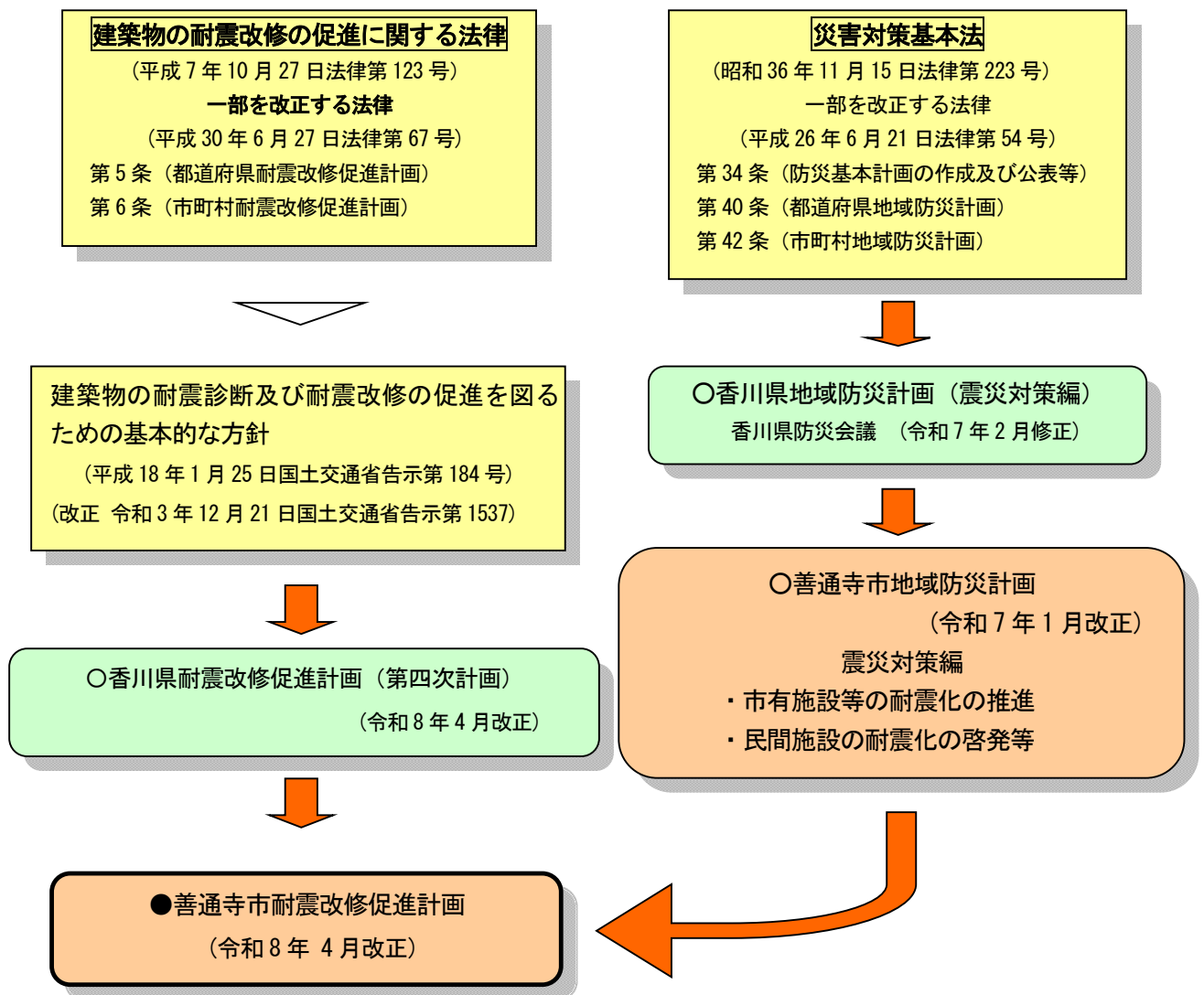
住宅や商業施設が密集している市街地では、建築物の倒壊による火災発生時、風速によっては延焼が広がり被害が拡大する恐れがあります。また、建築物の倒壊は、消防機関による消火を困難とすることが想定され、被災者が増加する可能性があるだけでなく、避難路や緊急輸送道路の閉塞を生み、避難や初期救助、救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を防ぎ、避難路や緊急輸送道路の通行を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

### ③ 自身の財産を守る

建築物の耐震化は自身の財産を守るという目的があります。建築基準法改正前の旧耐震基準（P-3参照）で建てられている建築物の中には、地震が発生した場合、倒壊や著しい変形のため、取り壊しを余儀なくされるものがあります。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資として耐震改修を行うことは、損失を最小限に留める上で重要です。

### 1-3. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法を受けて策定するものであり、第四次県計画及び「善通寺市地域防災計画」等との連携を図るとともに、本市が住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化を促進するためのガイドラインとなります。



### 1-4. 計画期間

国及び県は、耐震化率の目標達成を令和12年度とすることを基本方針としています。本市ではこのことを踏まえ、令和12年度までを計画期間とし耐震化の目標達成を目指します。なお、計画期間内における国及び県の方針や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 1-5. 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義します。

| 用語           | 定義   |
|--------------|--|
| 耐震診断         | 建築物の強度（強さ）を調べ、想定する地震に対する安全性（耐震性）の程度を判断することです。地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われます。  |
| 耐震改修         | 地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることです。   |
| 新耐震基準        | 昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準のことです。阪神・淡路大震災でも、新耐震基準による建築物では大きな被害が少ない状況でした。  |
| 旧耐震基準        | 昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直し前に用いられていた耐震基準を言います。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著でした。  |
| 耐震性がある       | 大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つことを言います。耐震性がある建物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられます。耐震性がある建築物には、新耐震基準で建てられたもの、耐震診断で耐震性あるとされたもの、耐震改修を実施したもの等があります。   |
| 耐震化率         | すべての建物のうちの、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、旧耐震基準で建てられたもので耐震診断により「耐震性あり」とされたもの、及び耐震改修を実施したもの）の割合。<br><br>耐震化率＝ $\frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断で耐震性ありとされた建築物} + \text{耐震改修済の建築物}}{\text{すべての建築物}}$ |
| 特定既存耐震不適格建築物 | 昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正によって、それ以降の同法の構造関係規定に適合しなくなった建築物のうち、学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などの建築物を言います（表 1-1 参照）。                                  |
| 所管行政庁        | 耐震改修促進法において、行政事務を管轄する機関を言います。具体的には建築主事を置く自治体の長のことで、香川県知事を言います。   |

表1-1 特定既存耐震不適格建築物一覧表

| 区分  |                    | 用途  | 特定既存耐震不適格建築物の要件                |
|---|--------------------|---|--------------------------------|
| 法   | 施行令                |   |                                |
| 第14条<br>第1号                                     | 第6条第2項<br>第1号      | 幼稚園、保育所   | 階数が2以上かつ500㎡以上                 |
|   | 第6条第2項<br>第2号      | 学校<br>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校  | 階数が2以上かつ1000㎡以上<br>※屋内運動場の面積含む |
|   |                    | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの<br>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                | 階数が2以上かつ1000㎡以上                |
|   | 第6条第2項<br>第3号      | 学校<br>上記以外の学校   | 階数が3以上かつ1000㎡以上                |
|   |                    | 病院、診療所  |                                |
|   |                    | 劇場、観覧場、映画館、演芸場  |                                |
|   |                    | 集会場、公会堂   |                                |
|   |                    | 展示場   |                                |
|   |                    | ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設  |                                |
|   |                    | 卸売市場  |                                |
|   |                    | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗   |                                |
|   |                    | ホテル、旅館  |                                |
|   |                    | 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿  |                                |
|   |                    | 事務所   |                                |
|   |                    | 博物館、美術館、図書館   |                                |
|   |                    | 遊技場   |                                |
|   |                    | 公衆浴場  |                                |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                    |   |                                |
| 理髪店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                    |   |                                |
| 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)                   |                    |   |                                |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                    |   |                                |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                    |   |                                |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                  |                    |   |                                |
| 第6条第2項<br>第4号                                   | 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 1000㎡以上   |                                |
| 第14条<br>第2号                                     | 第7条                | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物  | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物   |
| 第14条<br>第3号                                     | 第4条                | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が都道府県又は市町村市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 政令で定める高さを超える建築物                |

## 第2章 想定する地震と被害

### 2-1. 地震のメカニズム

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生します。下図で示すように海のプレートが陸のプレートの下に潜り込み、陸のプレートが引きずり込まれ、しだいにひずみが蓄積されます。このひずみが限界に達し、陸のプレートが戻ろうとして跳ね上がることにより地震が発生します。また、ひずみによってプレート内や陸域の浅いところに断層が生じ地震が発生します。

地震は、上述した発生メカニズムによって、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する「海溝型地震」、沈み込むプレート内で発生する「スラブ内地震」及び陸域の浅いところで発生する「活断層型地震」などのタイプがあります。

過去に起こった地震の記録やその痕跡等により、震源が共通する地震は大まかな周期で繰り返し発生することが知られており、そのことから将来における地震の発生確率を想定することができます。

このことから、将来発生する様々な地震の中から、特に被害が予測される地震を想定し、対策を行う目安にすることができます。

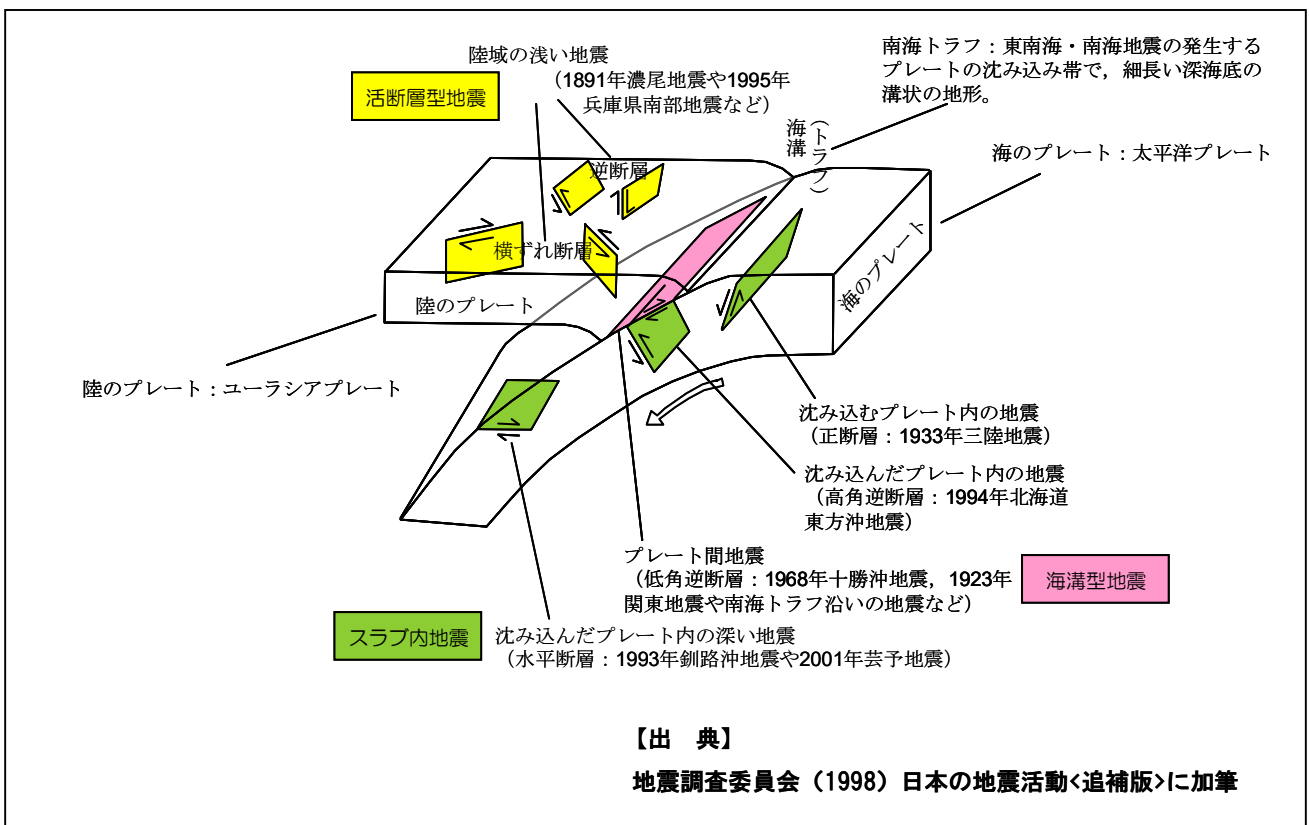


図2-1 地震の発生メカニズム

## 2-2. 県が想定する地震

香川県において被害が予想される地震の中で、発生する可能性が高いとして、県計画で想定する地震は、南海トラフを震源域とする地震（表2-1参照）です。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐりこんでいるプレートの境界で、ここを震源とする地震は100～150年ごとに繰り返し発生しています。最近では、1946年にマグニチュード8.0の南海地震が発生しています。南海地震で地震規模が最大クラスのものとしては、宝永南海地震（1707年）と安政南海地震（1854年）のマグニチュード8.4があげられます（出典：香川県南海地震被害想定調査の概要、平成17年3月）。

図2-2に県内での南海トラフを震源域とする地震による推定震度分布、図2-3に液状化危険度を示します。

表2-1 想定される地震の規模と発生確率

| 想定する地震         | 想定震度<br>(図2-2参照) | マグニチュード* | 30年以内の発生確率 |
|----------------|------------------|----------|------------|
| 南海トラフを震源域とする地震 | 5強～6強            | 8～9      | 80%程度      |

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月）他

## 2-3. 市が想定する地震と被害

本市が被害の発生を想定する地震は、県と同様に南海トラフを震源域とする地震とします。県は、「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」において、南海トラフを震源域とする地震が発生した場合の本市における被害（全壊棟数、人的被害）を示しています（表2-2参照）。

表2-2 本市の被害想定

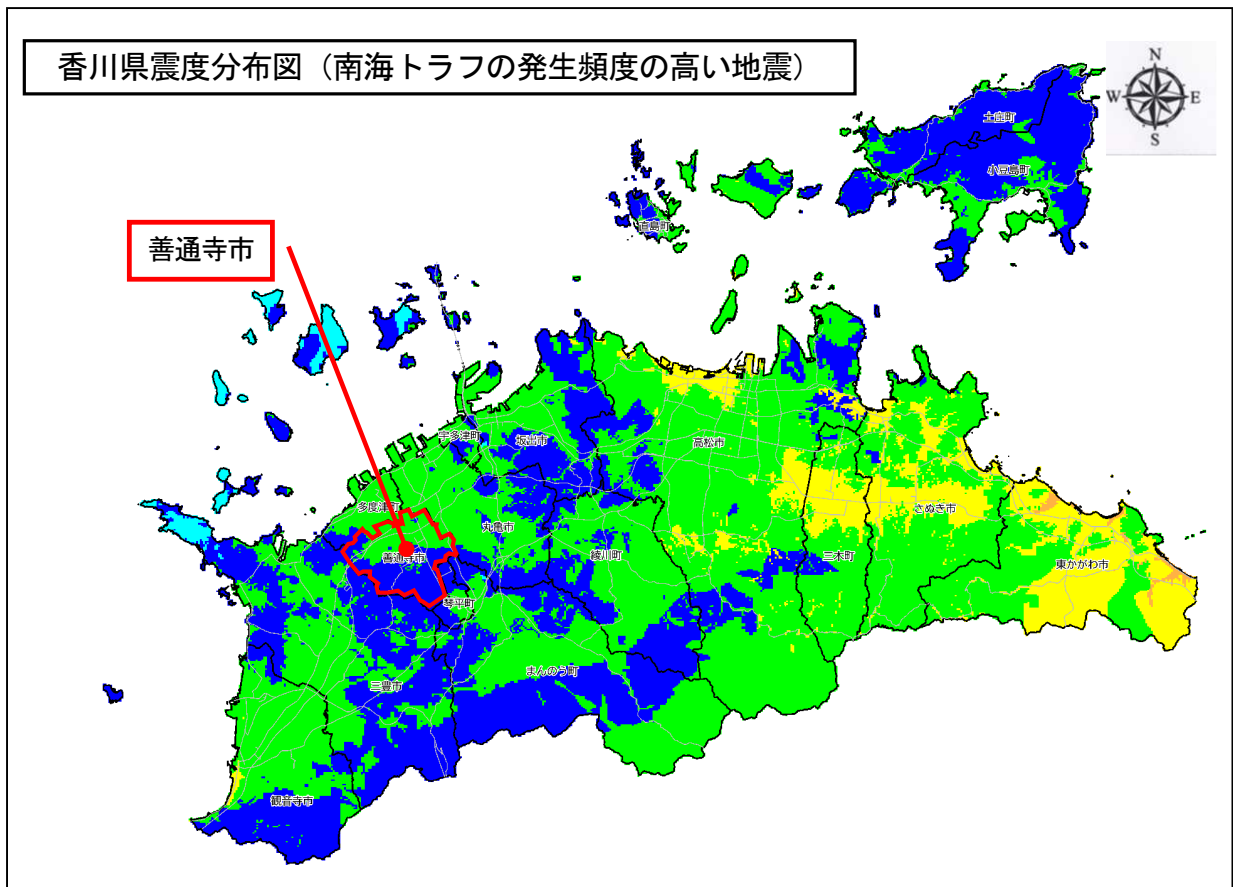
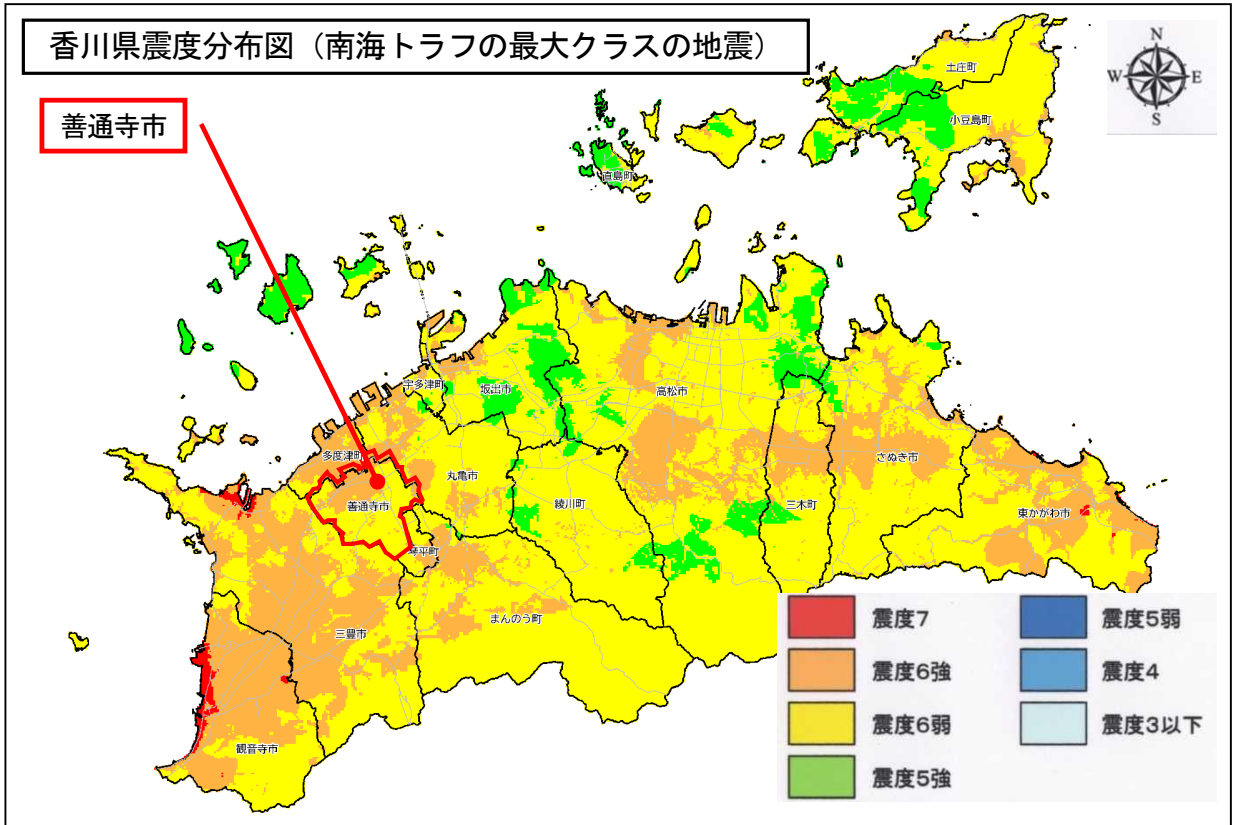
| 項 目          |             | 被害想定結果（最大クラス※1） |      |
|--------------|-------------|-----------------|------|
| 建物被害<br>(全壊) | 揺れによる被害     | 750棟            |      |
|              | 液状化による被害    | 80棟             |      |
|              | 急傾斜地崩壊による被害 | 少数              |      |
|              | 地震火災による被害※2 | 30棟             |      |
|              | 合 計         | 860棟            |      |
| 人的被害<br>※3   | 死者          | 90人             |      |
|              | 負傷者         | 630人            |      |
|              | 避難者         | 避難所             | 910人 |
|              |             | 避難所外            | 610人 |

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月）

※1 最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い確率で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす地震のクラス

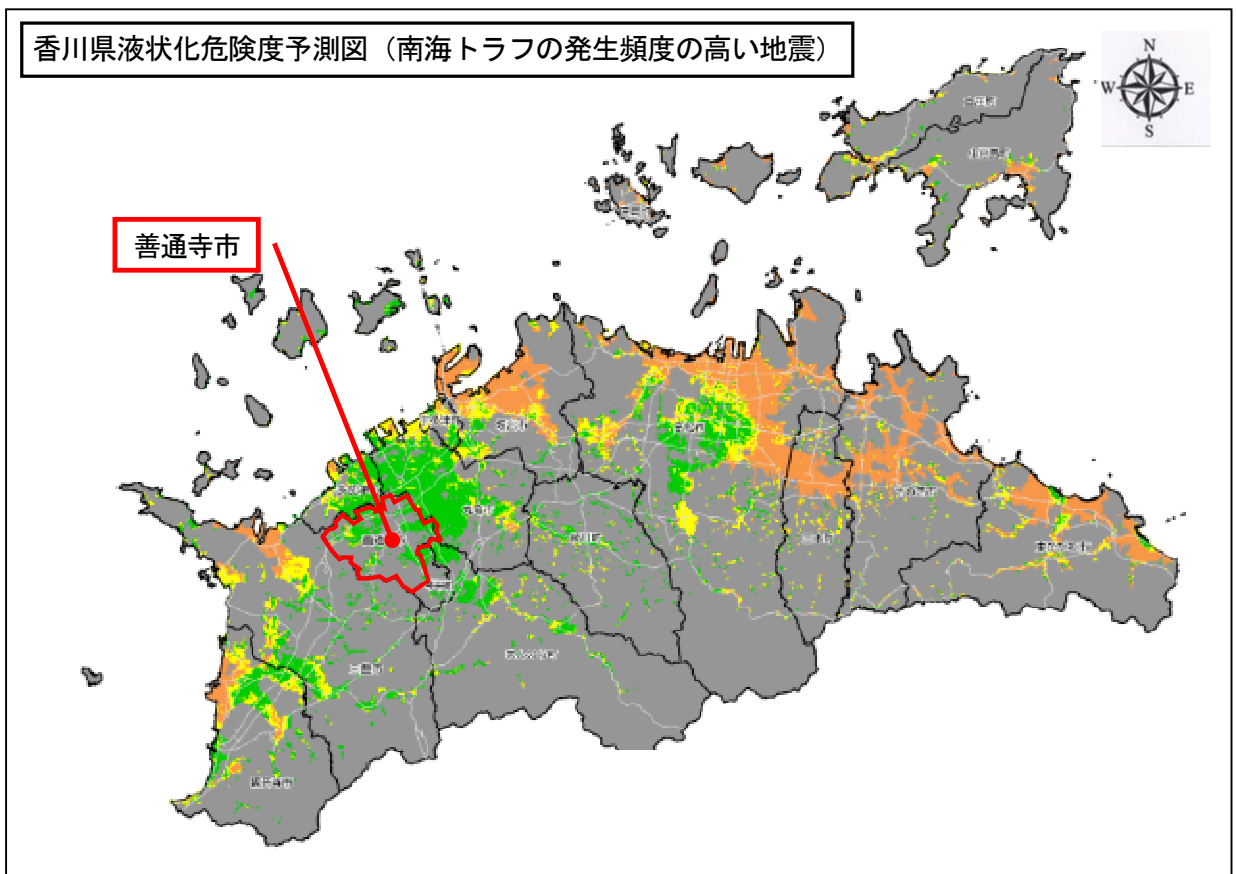
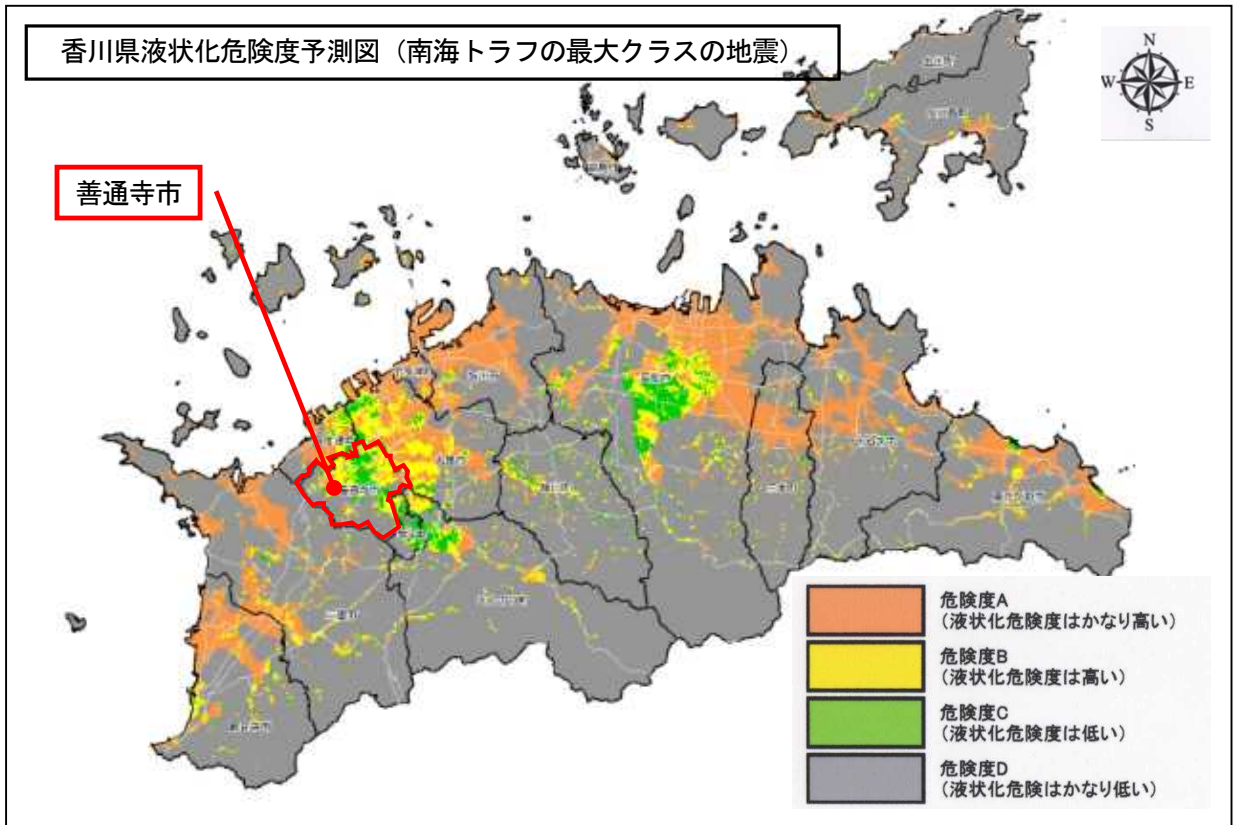
※2 地震火災による被害は、冬18時の地震発生を想定

※3 人的被害は、冬深夜の地震発生を想定



出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月）

図2-2 推定震度分布図



出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月）

図2-3 液状化危険度予測図

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 3-1. 耐震化の現状

#### 3-1-1. 住宅の耐震化の現状

令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、市内の住宅数は12,290戸となっています。昭和56年度以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約8,810戸あり、それ以外の約3,480戸が昭和55年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅です。令和2年度に新たに示された国の推計方法により推計を行うと、この3,480戸のうち約1,530戸は耐震性を有しているものと考えられます。

以上のことから、本市の住宅約12,290戸のうち約10,340戸が耐震性を有しており、令和5年の住宅の耐震化率は84.1%と推計しました。（表3-1参照）。

表3-1 住宅の耐震化の現状

| 区分  | 昭和57年以降(B) | 昭和56年以前                         |     | 耐震性なし | 「耐震性なし」のうち耐震改修実施住戸(D) | 総数(A)  | 耐震性あり(E) | 現状の耐震化率(E/A) |
|-----|------------|---------------------------------|-----|-------|-----------------------|--------|----------|--------------|
|     |            | うち耐震診断により耐震性有りと判定されると推測される戸数(C) |     |       |                       |        |          |              |
| 木造  | 5,330      | 2,760                           | 610 | 2,150 | 700                   | 8,090  | 6,640    | 82.1%        |
| 非木造 | 3,480      | 720                             | 160 | 560   | 60                    | 4,200  | 3,700    | 88.1%        |
| 合計  | 8,810      | 3,480                           | 770 | 2,710 | 760                   | 12,290 | 10,340   | <b>84.1%</b> |

#### 3-1-2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

建築物のうち一定規模以上の建築物（表3-2に掲げる用途並びに規模のもの。以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状を表3-3に示します。

多数の者が利用する建築物の総数は93棟あり、そのうち、新耐震基準に基づいて建築されたものが56棟（60.2%）、旧耐震基準に基づいて建築されているが耐震性を有すると考えられるものが31棟（33.3%）あります。このことから、87棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、多数の者が利用する建築物の耐震化率は93.5%と想定されます。

表 3-2 多数の者が利用する建築物

| 用 途   |                 | 規 模                             |
|---|-----------------|---------------------------------|
| 災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等(庁舎・消防等)                             |                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 |
| 学校  | 小学校、中学校、特別支援学校等 | 階数2以上かつ1,000㎡以上<br>※屋内運動場の面積を含む |
|   | 上記以外の学校(幼稚園は除く) | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの)  |                 | 階数1以上かつ1,000㎡以上                 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                                |                 | 階数2以上かつ1,000㎡以上                 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                         |                 |                                 |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園   |                 | 階数2以上かつ500㎡以上                   |
| 病院、診療所  |                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 |
| 公営住宅等   |                 |                                 |
| ホテル、旅館  |                 |                                 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗             |                 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                 |
| 劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの |                 |                                 |
| ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                                  |                 |                                 |

表 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

令和8年3月現在

| 用 途   | 規 模             | 総棟数 | 昭和56年5月31日以前 |           |            | 昭和56年<br>6月1日以降<br>③ | 耐震性あり<br>④=②+③ | 耐震化率<br>(%)<br>④/① |
|---|-----------------|-----|--------------|-----------|------------|----------------------|----------------|--------------------|
|   |                 |     | 計            | 耐震性<br>なし | 耐震性<br>あり② |                      |                |                    |
| 災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等(庁舎・消防等)                             | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 2   | 0            | 0         | 0          | 2                    | 2              | 100%               |
| 学校  | 小学校、中学校、特別支援学校等 | 16  | 12           | 0         | 12         | 4                    | 16             | 100%               |
|   | 上記以外の学校(幼稚園は除く) | 15  | 2            | 2         | 0          | 13                   | 13             | 86.7%              |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの)  | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | 3   | 1            | 0         | 1          | 2                    | 3              | 100%               |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                                | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | 10  | 0            | 0         | 0          | 10                   | 10             | 100%               |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの                         |                 | 0   | 0            | 0         | 0          | 0                    | 0              | -                  |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園   | 階数2以上かつ500㎡以上   | 11  | 7            | 0         | 7          | 4                    | 11             | 100%               |
| 病院、診療所  | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 7   | 0            | 0         | 0          | 7                    | 7              | 100%               |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍   |                 | 19  | 11           | 2         | 9          | 8                    | 17             | 89.5%              |
| ホテル、旅館  | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 4   | 2            | 1         | 1          | 2                    | 3              | 75.0%              |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗             |                 | 4   | 1            | 0         | 1          | 3                    | 4              | 100%               |
| 劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの |                 | 2   | 1            | 1         | 0          | 1                    | 1              | 50.0%              |
| ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                                  |                 | 0   | 0            | 0         | 0          | 0                    | 0              | -                  |
| 多数の者が利用する建築物 計  |                 |     | 93           | 37        | 6          | 31                   | 56             | 87                 |

### 3-1-3. 市有施設の耐震化の現状

市有施設 210 棟のうち、耐震性があるものが 202 棟で耐震化率は 96.2%となっています（表 3-4 参照）。

表 3-4 市有施設の耐震化の現状

令和 8 年 3 月現在

| 求められる機能            | 全棟数<br>(棟)<br>A=B+C | 旧耐震基準<br>(昭和 56 年前)<br>B=①+② |            | 新耐震基準<br>(S57 年以降)<br>C | 耐震性<br>あり<br>D=②+C | 耐震化率<br>(%)<br>D/A |       |       |
|--------------------|---------------------|------------------------------|------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-------|-------|
|                    |                     | 耐震性なし<br>①                   | 耐震性あり<br>② |                         |                    |                    |       |       |
| ①災害対策・救助・救急等拠点機能関係 | 庁舎、消防本部、屯所等         | 15                           | 0          | 0                       | 0                  | 15                 | 15    | 100%  |
| ②避難収容施設関係          | 小中学校、公民館等           | 49                           | 28         | 0                       | 28                 | 21                 | 49    | 100%  |
| ③ライフライン関係          | 廃棄物処理施設等            | 5                            | 1          | 1                       | 0                  | 4                  | 4     | 80.0% |
| ④要援護者施設            | 児童福祉施設、老人福祉施設       | 15                           | 3          | 0                       | 3                  | 12                 | 15    | 100%  |
| ⑤その他の市有施設          | ②以外の公民館、集会所等        | 126                          | 11         | 7                       | 4                  | 115                | 119   | 94.4% |
| 計                  | 210                 | 43                           | 8          | 35                      | 167                | 202                | 96.2% |       |

### 3-2. 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

第四次県計画においては、令和 12 年度末までの住宅の耐震化率を 91%、また多数の者が利用する建築物の耐震化率目標をおおむね解消としています。

このことから、本市の令和 7 年度末までの耐震化率は、第三次県計画に準じ、住宅については 91%、多数の者が利用する建築物についてはおおむね解消となることを目標とします。

### 3-3. 市有施設の耐震化の目標

市有施設は、市民の生命と財産を守ると同時に、地震発生後の災害対策や避難救護を図るための重要な役割があります。したがって、本市では市有施設の耐震化率を、多数の者が利用する建築物の目標値と同じくおおむね解消とすることを目標とします。ただし現時点で耐震化率 100%であるカテゴリは目標値を 100%とします。

表 3-5 市有施設の耐震化の目標

| 求められる機能及び施設                    | 建築物の例            | 目標値            |           |
|--------------------------------|------------------|----------------|-----------|
| 災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に整備すべき市有施設 | ①災害対策・救助・救急等拠点施設 | 庁舎等、消防本部、屯所等   | 100%(現状値) |
|                                | ②避難収容施設          | 小・中学校、公民館、体育館等 | 100%(現状値) |
|                                | ③ライフライン関係        | 廃棄物処理施設等       | おおむね解消    |
| 震災時における被害防止の観点から整備すべき市有施設      | ④要援護者施設          | 児童・老人福祉施設等     | 100%(現状値) |
|                                | ⑤その他の市有施設        | ④ 以外の公民館、集会所等  | おおむね解消    |

### **3-4. 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率の現状について**

令和7年度末時点における本市の緊急輸送道路沿道建築物の現状は、総数56棟のうち耐震性がある施設は34棟となっており、耐震化率は60.7%となっています。

後述の4-1-3及び4-5に示すとおり、耐震対策を推進するうえで緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化は重点的に行うべき施策の一つであると本市は捉えています。

市民が事業を機動的、効率的に実施できるように各種助成制度の活用を促しつつ耐震化を推進していく必要があります。

## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 4-1. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な取組み方針

#### 4-1-1. 耐震診断及び耐震改修を促進するための基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として認識して取組むことが重要です。本市は県と連携して、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度構築などの必要な施策を講じ、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

#### 4-1-2. 役割分担

建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、本市、建築関係団体（P-20 参照）及び建築物の所有者等は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化に取り組めます。

##### (1) 市の役割

###### ①善通寺市耐震改修促進計画

- ・本計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ・本計画の見直し

###### ②耐震診断及び耐震改修

- ・民間住宅の耐震診断・改修への補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断・改修への補助
- ・市有施設の耐震改修などの実施
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・県が実施するブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ・家具の転倒防止や感震ブレーカー等、耐震対策の啓発

###### ③普及、啓発等

- ・相談窓口の運営、定期的な無料相談会の開催
- ・善通寺市耐震改修促進計画の公表
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・自主防災組織を通じての耐震化の啓発
- ・直接的な働きかけによる耐震化の啓発

###### ④技術者の養成

- ・県が行う耐震診断及び耐震改修に関する講習会への協力

###### ⑤連携

- ・県及び所管行政庁が行う耐震改修促進法及び建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する連携
- ・県及び建築関係団体との連携及び相互協力

## (2) 建築関係団体の役割

### ①耐震診断、耐震改修

- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・家具の転倒防止対策の啓発への協力

### ②普及、啓発等

- ・相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の配布
- ・耐震化に関する情報の提供

### ③技術者の養成

- ・耐震診断及び耐震改修に関する講習会の実施

## (3) 建築物の所有者等の役割

「建築物の所有者等」とは、自ら建築物を所有又は管理する者としてします。

### ①耐震診断、耐震改修

- ・住宅及び建築物の耐震診断の実施
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修又は建替えの実施
- ・ブロック塀の安全対策
- ・住宅及び建築物の屋根ふき材等の落下防止対策
- ・建築設備の耐震対策
- ・家具の転倒防止対策

### 4-1-3. 重点的に耐震化すべき地域の考え方

耐震化を促進する地域は本市全体ですが、人口が集中する地域及び緊急輸送道路沿線等では、建築物の倒壊により道路が閉塞され緊急車両の通行や市民の避難の妨げとなることのないよう、重点的に耐震化を推進していく必要があります。

重点的に耐震化を図る地域を次のとおりとします。

#### ○重点的に耐震化を図る地域

- ・人口集中地区（D I D地区：人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/k㎡以上の国勢調査区が集合している地域）
- ・香川県地域防災計画に定める緊急輸送道路沿道地域

### 4-1-4. 優先的に耐震化を図る建築物の選定方針

災害の発生時に災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災上重要な施設については、重点的に耐震化を図る必要のある建築物です。

また、民間施設についても、旧耐震基準で建築された既存建築物のうち、耐震化されていない建築物の耐震化を図ることは、二次災害防止のために必要となります。

優先的に耐震化を図る建築物を次のとおりとします。

○優先的に耐震化を図る建築物

- ・災害時に応急対策の指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ・災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ・災害時に救護施設となる病院
- ・耐震化されていない住宅
- ・耐震化されていない特定既存耐震不適格建築物

また、下表に優先的に耐震化を図る建築物の選定に係る判断基準を示します。

表 4-1 優先的に耐震化を図る建築物の選定に係る判断基準

| 項目 |                | 判断基準                                   |
|----|----------------|--|
| 用途 | 災害対策拠点施設       | ↑ 優先度が高い<br>↓ 優先度が低い                   |
|    | 災害時要援護者が利用する施設 |  |
|    | その他            |  |
| 立地 | ゆれやすさ          | ↑ ゆれやすいほど優先度が高い<br>↓ ゆれにくいほど優先度が低い     |
|    | 緊急輸送道路の沿線      | ↑ 沿道のみは優先度が高い<br>↓ 沿道以外のみは優先度が低い       |
| 構造 | 老朽化（経過年数）      | ↑ 老朽化したものほど優先度が高い<br>↓ 新しいものほど優先度が低い   |
|    | 耐震性能（診断結果）     | ↑ 耐震性能が低いほど優先度が高い<br>↓ 耐震性能が高いほど優先度が低い |

#### 4-2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震化率の目標値を達成させるためには、旧耐震基準により建築された住宅・建築物の耐震診断の実施、及びその結果を受けての耐震改修又は建替えを促進する必要があります。

このため、本市では国及び県の助成制度を活用し、民間住宅と人口集中地区内にある緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断及び耐震改修に対する助成を実施します。また、住宅や建築物の耐震化に関する相談に適切に対応できるよう情報の収集と公開を行い、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため添付の香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組みを行います。

#### 4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

##### (1) 相談窓口の設置・運営

安心して耐震改修を行えるように、必要な情報を収集し、相談窓口等で随時提供できる体制の整備及び運営に取り組めます。

## (2) 市民への情報提供

耐震化に関するパンフレット、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料や国等が行う耐震診断及び耐震改修に係る助成制度や税制度、金融機関による融資制度等の支援策に関する資料等を常備し、市民への情報提供を行います。

## **4-4. 地震時の建築物等の総合的な安全対策**

### 4-4-1. 既存建築物の総合的な安全対策

住宅及び建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を推進します。

#### (1) 転倒の恐れのあるブロック塀の耐震診断及び耐震改修

老朽化したブロック塀が地震の発生によって転倒することで、人的被害が出るばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動等に支障が生じる可能性があるため、ブロック塀の転倒防止対策の実施が重要です。このため、本市では民間施設の危険なブロック塀等の撤去に対する助成を実施します。

#### (2) ガラスや外装タイル・天井材・屋外広告物の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物の落下が発生した場合、死傷者が発生したり、被災者の避難や救助、消火活動等に支障をきたします。また、天井材についても、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に合致していない屋内プールの天井が崩落し負傷者が出ています。そのため、窓ガラスや外装タイル、天井材、さらに屋外広告物の落下防止対策が必要です。

#### (3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

家屋内での安全性を確保するため、家具類の転倒防止や感震ブレーカー設置等の耐震対策の普及・啓発が重要です。

#### (4) エレベーターの閉じこめ防止対策

国の「社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会(第4回)」において、「エレベーターの地震防災対策の推進について(案)」が示されており、新築建築物及び既存建築物のエレベーターについて、地震時の閉じ込め防止対策を講ずる必要があります。

## **4-5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項**

建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な非難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物(図4-1参照)について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第6条第3項第1号及び第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができるように規定されています。

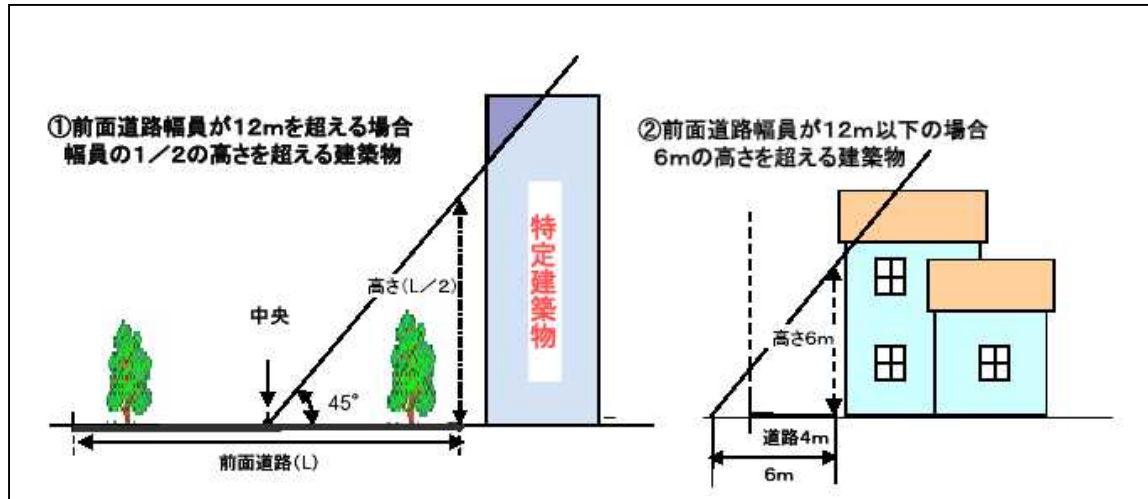
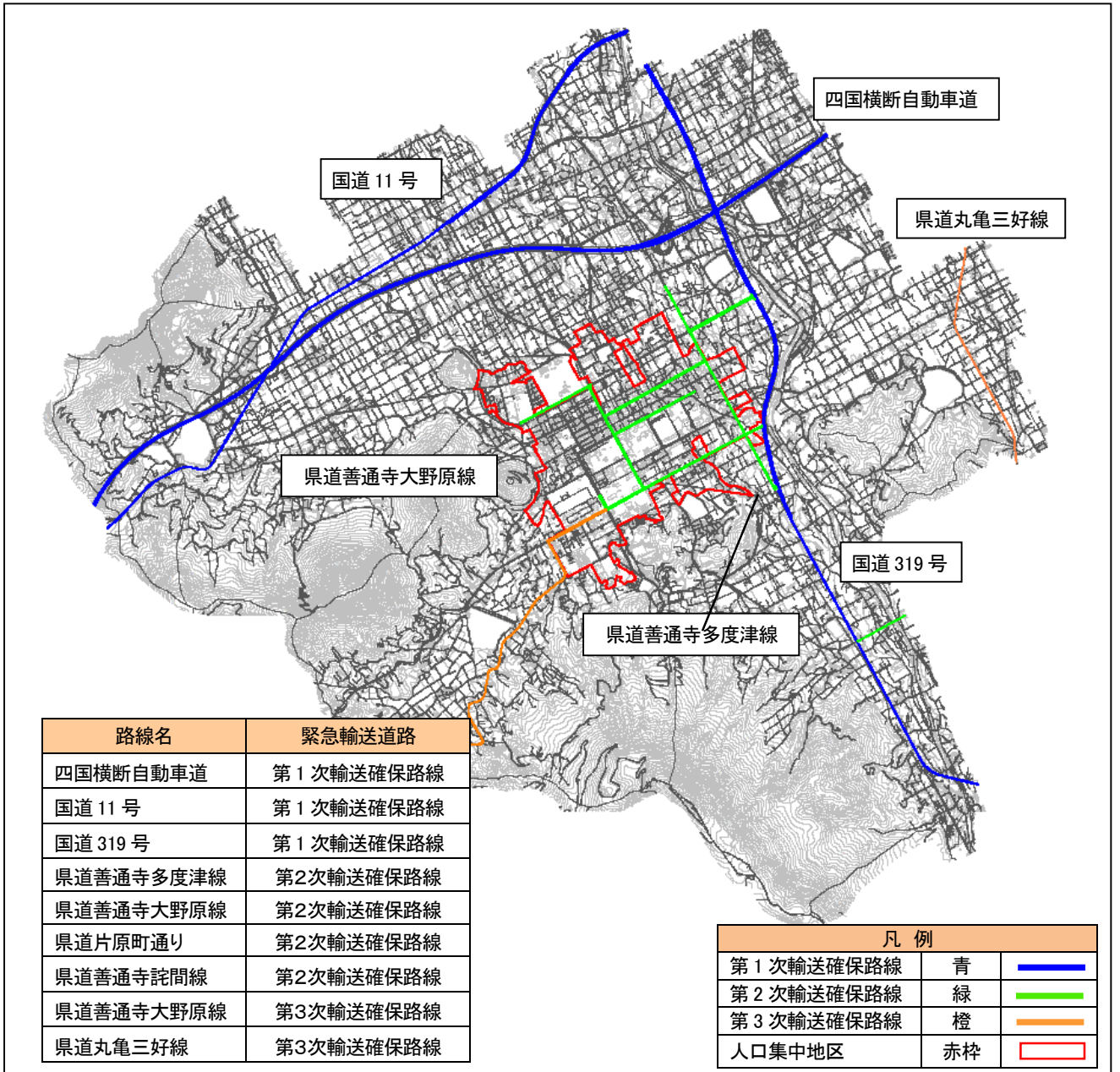


図4-1 道路を閉塞させる建築物の概要

香川県地域防災計画では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などを確保するため、第1次～第3次の輸送確保路線が位置付けられています。本市ではこの緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」とします。

ここで、第1次輸送確保路線とは、広域幹線ネットワークの骨格となる高規格幹線道路及び広域市町圏相互の連携を図る路線です。また、第2次輸送確保路線は、第1次輸送確保路線と市町の主要施設を結ぶ路線で、第3次輸送確保路線は、第1次及び第2次輸送確保路線を補完する路線です（図4-2参照）。



出典：香川県地域防災計画（令和3年2月）他

図4-2 緊急輸送道路

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 5-1. 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物の所有者は、建築物の地震に対する安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修を行い、建築物の耐震化を促進させる必要があります。そのため、市民からの相談体制を整備し、情報提供を充実させることが重要です。

- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震診断の概要や診断を受ける方法
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・耐震改修の工法の紹介
- ・耐震診断・改修に関する支援制度
- ・耐震改修に関する住宅融資支援機構等の融資制度
- ・耐震改修促進税制
- ・耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
- ・耐震改修にあわせたリフォームの方法
- ・地震防災に関する情報

### 5-2. 本計画の公表

建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため、本計画を相談窓口及びホームページで公開します。

### 5-3. 自主防災組織等との連携

地震防災対策の基本は、自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要です。

このことから、自治会や自主防災組織との連携により、建築物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を図ることで、よりきめ細やかで地域に根付いた対策が講じられることとなります。

### 5-4. 直接的な働きかけによる耐震化の啓発

住宅所有者に対し、効果的と考える無料相談会の開催やダイレクトメール等による直接的な働きかけを通じて、広く耐震意識の向上を図ることが重要です。

そのうち特に耐震診断はしたものの、まだ耐震改修に進んでいない住宅所有者に対しては、耐震化の重要性や助成制度のメリット等を説明し、耐震改修を行うよう誘導します。

また、県の実施する耐震化に関する相談会の開催に協力し、普及啓発に努めます。

## 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 6-1. 県、各市町及び関係団体との連携

県が設置している「香川県耐震改修促進計画推進協議会」を通じて、県、各市町及び（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会、（一社）香川県建設業協会などの各建築関係団体との連携を図ります。

### 6-2. その他

#### 6-2-1. 地震保険の加入促進

地震保険とは、地震による災害で発生した損失を補償する損害保険の一種です。この地震保険への加入率は、私たちの地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、人々の地震に対する意識を窺うことができます。

県内の地震保険加入状況を見ると、地震保険の世帯加入率は約36.7%（損害保険料率算出機構のデータによる、2023年度末時点）と低くなっています。災害時に倒壊した家屋によって発生する経済的な負担は多額のものになり、地震保険に加入することは、自身の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

#### 6-2-2. リフォームにあわせた耐震改修

耐震改修は、住宅の内装やバリアフリー等のリフォームの機会にあわせて実施すれば効果的であり、費用面でのメリットも生じます。このため、窓口での相談等を通じて耐震化の助成制度の情報提供を行い、リフォームとあわせた耐震改修を促進します。

#### 6-2-3. 被災建築物応急危険度判定

大地震発生時時の被災建築物応急危険度判定は、余震等による二次災害を防止する上で重要となっています。このため、資格者の育成や県との連携による連絡訓練等、平時の備えが重要です。